

特別勘定のしおり

あんしんリターン

無配当変額個人年金保険（年金原資保証・V型）



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

[引受保険会社]



T&Dフィナンシャル生命

「特別勘定のしおり」に関するご注意点

- T&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下「T&Dフィナンシャル生命」といいます）では、この保険の資産を他の保険種類の資産とは明確に区分するために専用の特別勘定を設け、特別勘定内の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき管理・運用を行ないます。なお、ご契約者は、特別勘定資産の運用方法については一切の指図はできません。
- 特別勘定の主な投資対象として投資信託を用いますが、この保険は生命保険であり、投資信託ではありません。
- 「特別勘定のしおり（以下「当冊子」といいます）」に記載される投資信託の開示情報は参考情報であり、ご契約者が直接投資信託を保有するものではありません。記載される投資信託の開示内容は、特別勘定が主な投資対象として用いる投資信託に関するものです。
- 特別勘定の資産運用には、株価などの変動による投資リスク（価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクなど）があります。この保険では、資産運用の実績が直接、積立金額・解約払戻金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクはともにご契約者に帰属することとなります。
- 特別勘定の資産運用の結果によっては、お受取りになる保険金等が一時払保険料を下回ることもありますので、ご契約のお申込みにあたっては、十分ご検討いただきますようお願いいたします。
- 特別勘定の収益性や安全性は、投資対象や運用方針などにより異なるため、特別勘定の選択については、特別勘定の特徴をご理解のうえ、ご自身の判断と責任においてお申込みください。
- 特別勘定による資産運用の成果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者（生命保険募集人など）がご契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。
- 特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定の主な投資対象となる投資信託の値動きとは異なります。これは、特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動などに備えて一定の現預金などを保有していること等によります。
- 当冊子の投資信託に関する記載事項は、運用会社により開示される情報をT&Dフィナンシャル生命が提供するものであり、開示内容に関してT&Dフィナンシャル生命が責任を負うものではありません。
- 当冊子に記載される投資信託の運用状況、財務諸表および現況に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

「特別勘定の運用状況」についての最新情報は下記にてお問合せいただけます。

◆T&Dフィナンシャル生命 ホームページアドレス（URL） <https://www.tdf-life.co.jp>

◆T&Dフィナンシャル生命 フリーダイヤル（お客さまサービスセンター）



0120-302-572 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

◆特別勘定の種類と運用方針（特別勘定グループ VH 型）

特別勘定名	特別勘定の運用方針	運用に関する費用*
米国株式VT5.0 (909)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／海外／株式／「Nasdaq-100 VT5.0 VA戦略ファンド（適格機関投資家限定私募）」に投資することにより行ないます。	年率 0.088% (税抜 0.080%)

* 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。また、特別勘定にて利用する投資信託が投資対象とする戦略連動債において、参照する指数の計算・公表・その他の運営に係る費用として、指数値に対して年率 0.5%の戦略手数料が控除されます。なお、運用に関する費用は、将来変更される可能性があります。

主な投資対象となる投資信託			
投資信託名	運用会社	運用方針	詳細内容 (ページ)
Nasdaq-100 VT5.0 VA戦略ファンド (適格機関投資家限定私募)	ソシエテ・ジェネラル・ オスマン・マネジメント 株式会社	投資信託は、参照戦略の動きに連動する投資成果を目指します。投資配分比率の調整を行ない、年間の変動率（値動き）5%程度の実現を目指します。	6～19 および 22

- ※ 特別勘定の投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。
- ※ 無配当変額個人年金保険（年金原資保証・V型）では販売する募集代理店により、異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。
- ※ 投資信託の運用会社については、委託会社と表記されることもあります。

《お問合せ先》

T&Dフィナンシャル生命フリーダイヤル（お客さまサービスセンター）

 **0120-302-572**

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）
ホームページアドレス（URL） <https://www.tdf-life.co.jp>

《特別勘定（ファンド）についてのご照会先》

 **0120-228-275**

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

もくじ

特別勘定のしおり

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する極めて重要な事項】

【投資信託】 Nasdaq-100 VT5.0 VA戦略ファンド（適格機関投資家限定私募）

【運用会社】 ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社…………… ページ・6

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する重要な事項】

【投資信託】 Nasdaq-100 VT5.0 VA戦略ファンド（適格機関投資家限定私募）

【運用会社】 ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社…………… ページ・22

特別勘定が投資する投資信託の運用情報
【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 投資信託（ファンド）の状況

1 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

[Nasdaq-100 VT5.0 VA戦略ファンド]（適格機関投資家限定私募）

※以下、「ファンド」という場合があります。

2 目的および基本的性格

① ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

② 基本的性格

ファンドは、一般社団法人資産運用業協会の商品分類に関する指針に基づき「追加型投信／海外／株式」に分類されます。

③ 信託期間

ファンドの信託期間は2041年1月28日までです。

ただし、ファンドの投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合等には、委託会社は信託を終了させる場合があります。

3 特色

① ファンドは、主として「コデイス・セキュリティーズ・エス・エー」（以下、「発行体」といいます。）が発行する円建の担保付戦略連動債券（以下、「本債券」ということがあります。）に投資します（注1）。

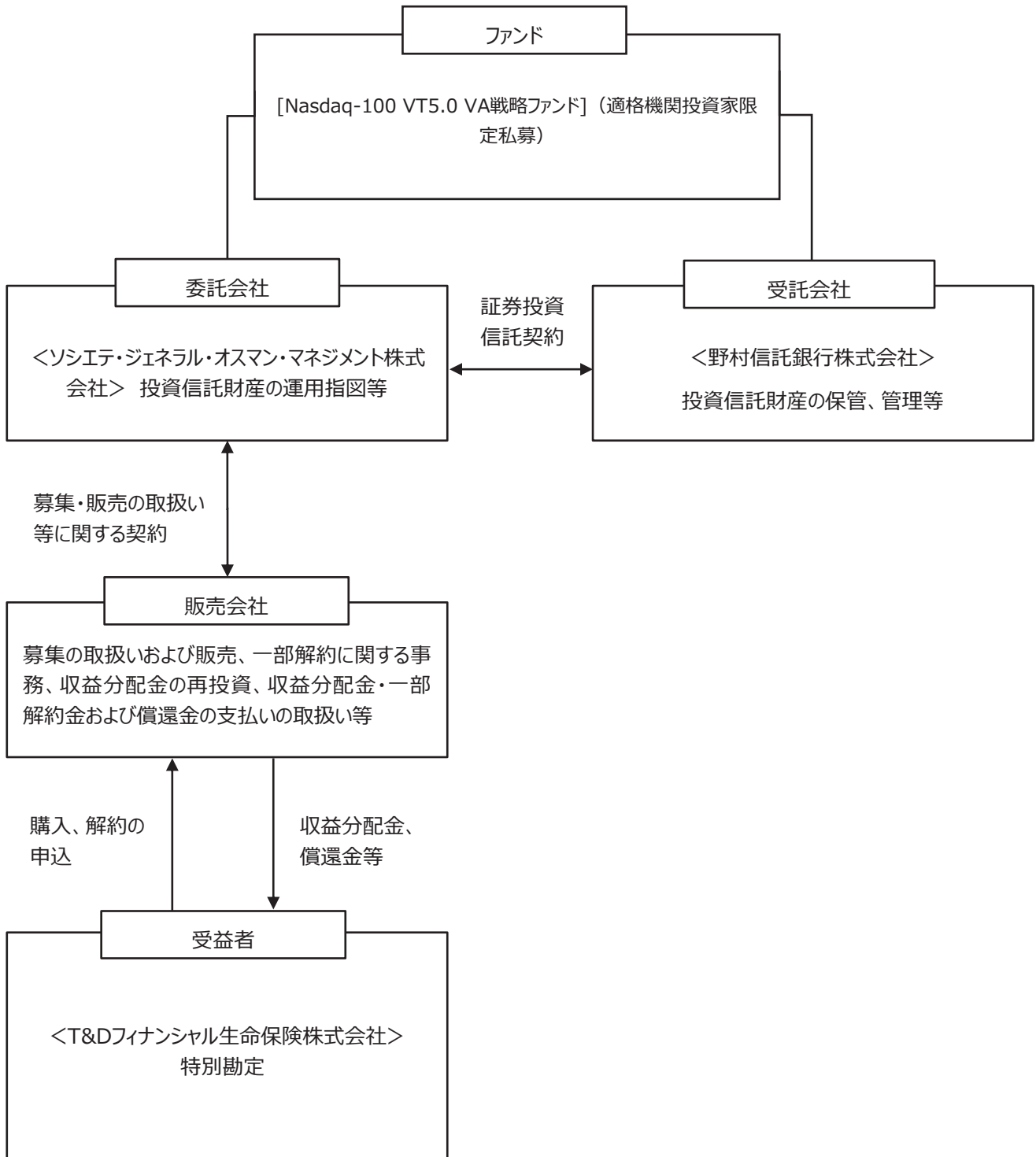
② ファンドは、本債券へ投資を行うことにより参照戦略の動きに連動する投資成果をめざします（注2）。

③ ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（注1） コデイス・セキュリティーズ・エス・エーおよび本債券については、「2.投資方針および投資リスク 1 投資方針と主な投資対象」をご参照ください。

（注2） 参照戦略については、「2.投資方針および投資リスク 1 投資方針と主な投資対象」の<参照戦略の概要>をご参照ください。

4 投資信託（ファンド）の仕組み



2 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

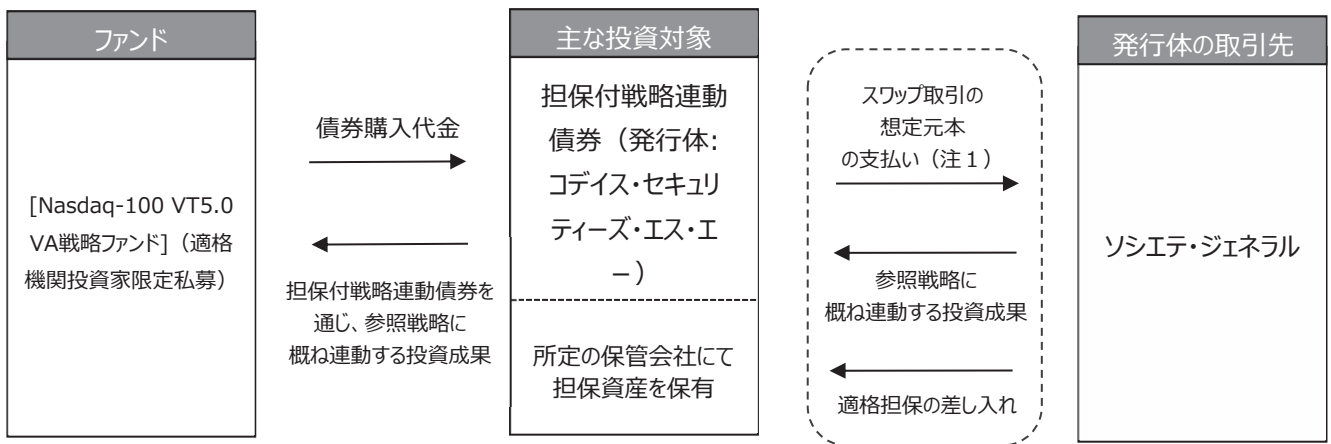
① 投資方針

ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

② 投資対象

ファンドは、主としてコデイス・セキュリティーズ・エス・エーが発行する円建の担保付戦略連動債券に投資します。

③ 運用の仕組み



(注1) スワップ取引とは、将来の一定期間にわたり、二者の間で異なるキャッシュフローを交換するデリバティブ取引のことで、発行体は、取引先に想定元本を金銭により支払い、参照戦略に連動する投資成果を受取るような、スワップ取引を実行します。想定元本とは、デリバティブ取引における決済額などを決める基準として用いられる名目上の元本金額をいいます。

ファンドが主に投資する担保付戦略連動債券は、参照戦略に連動するスワップ取引を通じて運用成果の獲得を目指します。

<参照戦略の概要>

名称	Nasdaq-100 VT5.0 VA戦略
正式名称 (英文)	Nasdaq-100 VT5.0 JPY VA Index

※以上を「参照戦略」、もしくは「指数」という場合があります。

参照戦略は、Nasdaq-100指数への投資配分比率を、日中に機動的に調整することで、戦略の年間変動率（ボラティリティ）を、目標とする年間5%程度にコントロールすることを目指す、円建のトータル・リターン指数です。投資配分比率は、Nasdaq-100指数の実現ボラティリティ、Nasdaq-100指数のトレンド、および参照戦略の実現ボラティリティを考慮して決定します。なお、コストや流動性等を考慮して、1回あたりのポジション調整量に制限を設けております。

<参照戦略の仕組み>

Nasdaq-100指数への投資配分比率は、Nasdaq-100指数の実現ボラティリティと、2つの調整係数に基づいて決定されます。

1. Nasdaq-100指数の実現ボラティリティと、Nasdaq-100指数のトレンドの算出

- Nasdaq-100指数の過去7、15営業日の実現ボラティリティを算出します（いずれか大きい方を、「ナスダック・実現ボラティリティ」といいます）。
- 前営業日の最終リバランス実行時点におけるNasdaq-100指数値から、直近のNasdaq-100指数値への変化率を算出します（以下、「ナスダック・リターン」といいます）。
- 直近のナスダック・リターンを、過去120営業日のナスダック・リターンの標準偏差で除し、Nasdaq-100指数のトレンドを算出します。（以下、「ナスダック・トレンド」といいます）。

2. テンド調整係数、および戦略ボラティリティ調整係数の算出

- リバランス時点のナスダック・トレンドの数値によって、直近のNasdaq-100指数の相場傾向を判断し、トレンド調整係数を算出します。
- 目標とする年率ボラティリティ水準の2乗を、過去60営業日の戦略値の分散で除することによって、戦略ボラティリティ調整係数を算出します。戦略ボラティリティ調整係数には、上下限が設定されており、過去の戦略の実現ボラティリティが高すぎる場合は、投資配分比率を減らし、低すぎる場合には、投資配分比率を増やすよう機能します。

3. 投資配分比率の調整

- 目標とするボラティリティ水準を、ナスダック・実現ボラティリティで除して、調整前の投資配分比率を算出します。調整前の投資配分比率に、1) 1を加算したトレンド調整係数、2) 戦略ボラティリティ調整係数の2つを乗じて、投資配分比率を決定します。
- ただし、投資配分比率の上限は100%です。また、コストや流動性等の観点から、一回に調整できるポジション量の上限を、戦略値の25%に設定しています。

※上記は、戦略ルールの概要を説明することを目的としており、一部簡略化してある点について、ご注意ください。

※参照戦略の計算にあたり、参照戦略の計算・公表その他の運営にかかる費用として年率0.50%の戦略手数料が控除されます。また、各構成要素に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当するコストが控除されます。

<その他>

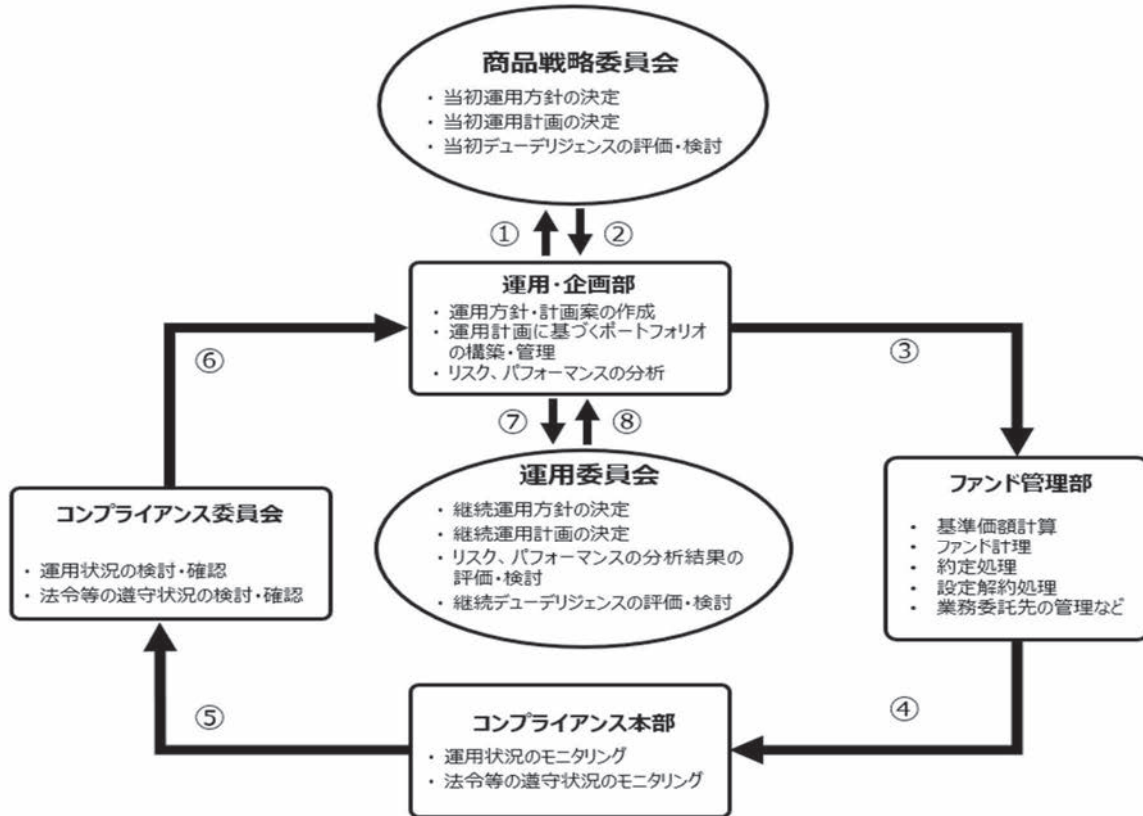
参照戦略に関わる費用

参照戦略の計算にあたり、戦略手数料（戦略値に対し年率0.50%）および取引費用等が控除されます。

指数計算代理人

「指数計算代理人」は、コンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エス・エーです。将来的には、別の者が指数計算代理人として指数アドミニストレーターから任命される可能性があります。

2 運用体制



- 「投資信託財産の運用に関する社内規程」や「投資信託財産の運用規程」等を遵守し、投資信託財産の運用の適正化に努めます。
- 運用委員会およびコンプライアンス委員会が、ファンドの内部管理およびファンドに係る意思決定を監督しています。以下は、ファンドの運用体制、内部管理体制を示したものです。

①運用計画の作成	運用・企画部は、ファンドの運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、商品戦略委員会に提出します。
②運用計画の決定	商品戦略委員会では適宜運用計画案の内容を検討し、承認のうえ、運用計画を決定します。
③運用の実行、売買の発注・約定	運用・企画部の運用担当者は、運用計画に基づき、社内規則に則って投資信託財産の運用を行います。約定結果はファンド管理部において処理されます。
④運用状況や法令等の遵守状況のモニタリング	コンプライアンス本部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。
⑤、⑥モニタリング結果の報告・確認	コンプライアンス本部で行ったモニタリングの結果は、コンプライアンス委員会において検討・確認され、指摘事項については解決が図られます。
⑦リスク、パフォーマンスの分析	運用・企画部は、ファンドのリスクおよびパフォーマンスの分析を行い、運用委員会に提出します。
⑧リスク、パフォーマンスの分析結果の評価・検討	運用委員会ではリスクおよびパフォーマンスの分析結果を評価・検討し、その内容はその後の運用計画に反映されます。

前記の運用体制は2025年7月末時点のものであり、今後、変更される可能性があります。

本債券の発行体と関係法人との契約・業務などの概要は以下のとおりです。

役割	名称	概要
発行体	コデイス・セキュリティーズ・エス・エー（注1）	本債券を発行します。
スワップ・カウンターパーティ	ソシエテ・ジェネラル（注2）	発行体とスワップ取引を締結します。

参照戦略の関係法人との契約・業務などの概要は以下のとおりです。

役割	名称	概要
指数アドミニストレーター	ソシエテ・ジェネラル	戦略の提供に関する管理全般を行います。
指数計算代理人	コンパス・フィナンシャル・テクノロ ジーズ・エス・エー（注3）	参照戦略の計算や公表、その他の付随する業務を行います。

（注1）コデイス・セキュリティーズ・エス・エーについて

コデイス・セキュリティーズ・エス・エーはソシエテ・ジェネラルの完全子会社であり、ルクセンブルクの金融セクター監督委員会によって認可および監督される金融法人です。一般的に、有価証券などの発行による資金調達や金融商品に関する契約の締結などを行っています。

（注2）ソシエテ・ジェネラルについて

ソシエテ・ジェネラルグループは、1864年にフランスで創設されました。総資産がおよそ15,735億ユーロ、（約270兆円、為替レートは171.60円／ユーロで換算、2024年12月31日時点）のユーロ圏最大級の金融グループです。海外では62カ国に119,000名を超える社員を擁し、法人・機関投資家顧客および個人顧客に対してグローバル・ネットワークでサービスを展開しています。ソシエテ・ジェネラル・グループは、グローバルな金融システムの安定に欠かせない重要な銀行（G-SIBs※1）の一つに指定されています。

※1G-SIBs（ジー・シブズ）とは、主要国の金融当局などで構成されるFSB（金融安定理事会）が指定したグローバルな金融システムの安定に欠かせない重要な銀行で、世界で2025年8月現在約30行が指定されています。

（注3）コンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エス・エーについて

コンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エス・エーは、2017年にスイス・ローザンヌで設立された主要指数プロバイダーで、パリやニューヨークにも拠点を持っています。市場ベンチマーク、金融指数、カスタマイズされた定量的投資戦略の設計・計算・公開に注力しています。数百の金融指数を管理し、数十億ドル規模の投資商品に連動しています。

3 主な投資制限

- ① 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への直接投資は行いません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。

本債券および参照戦略における投資制限につきましては「2 投資方針および投資リスク」の「1 投資方針と主な投資対象」をご覧ください。

4 投資リスクについて

以下は、ファンドおよび本債券が有するリスクのうち、主なリスクとして認識されているものの概要であり、投資に伴うリスクの完全な説明ではありません。ファンドへの投資をお考えのお客様はここに記載されていないリスクやその他の潜在的なリスクも含めて、様々な観点から考慮されたうえで、ご自身でご判断ください。

ファンドに関するリスク要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により投資信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<基準価額の変動要因>

基準価額の変動要因としては主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクをあらわしたのではなく、これらに限定されるものではありません。

■ 価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする本債券は、参照戦略のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有しています。このため、参照戦略の仕組みに記載した要因の変動は本債券価格の変動を通じて当ファンドの基準価額の変動要因となります。本債券の参照戦略はNasdaq-100指数への投資配分を行っているため、Nasdaq-100指数の変動による影響を受けます。

■ 信用リスク

● ファンドが主要投資対象とする本債券の発行体であるコデイス・セキュリティーズ・エス・エーの経営・財務状況、信用状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響により、本債券の価格が下落した場合や債務不履行が生じた場合には、結果として損失が発生し、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

● ファンドにおいて資金の運用をコール・ローンや譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合には、債務不履行が生じる場合があります。結果として損失が発生し、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

■ 流動性リスク

ファンドが主要投資対象とする本債券は、本債券の残存期間中における売買に関して、通常は、本債券の値付け業者等が相手方となり売買を成立させる形式を取ることにより流動性の確保が図られています。ただし、市場環境が急変した場合や本債券に係る大量の売買注文が発生した場合、値付け業者等が値付け業務や売買を制限・延期・中止した場合、本債券が参照する戦略の算出・公表等に遅延・停止が生じた場合等には、本債券の価格が大きく変動したり売買に支障が生じることがあり、その結果としてファンドが損失を被り、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

■ 銘柄集中リスク

ファンドは、本債券を高位に組入れ、直接的な分散投資は行われません。このため、ファンドの基準価額は、本債券の価格変動の影響を大きく受けて変動します。

■ 法制度等の変更リスク

法制度（税制・関連法律等）が変更となった場合、運用方針が継続できなくなる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い、基準価額が下落することがあります。

<その他の留意点>

■参照戦略の投資成果への追従について

ファンドは、主要投資対象とする本債券を高位に組入れ、参照戦略の投資成果に追従することを目指しますが、ファンドの追加設定や一部解約などへの対応に伴う本債券の組入比率の変動、信託報酬の支弁、参照戦略と本債券との値動きの連動性の乖離の影響等により、必ずしも、ファンドの運用実績が参照戦略の投資成果に追従するものではありません。

■流動性リスクに関する事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

■その他

資金動向、市況動向等によっては、ファンドが目的とする運用が行えない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

<リスクの管理体制>

リスク管理およびパフォーマンス分析は、運用・企画部で行われ、結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、その内容について評価・検討が行われます。コンプライアンス本部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認が行われます。指摘事項については、解決が図られ、その後の運用に反映されるよう取り扱われます。なお、流動性リスクに関しては、社内規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証を行います。また、運用委員会及び商品戦略委員会では、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスクの管理体制は2025年7月末時点のものであり、今後、変更される可能性があります。

本債券および参照戦略に関するリスク要因

本債券および参照戦略の変動要因としては、主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明は全てのリスクをあらわしたものでなく、これらに限定されるものではありません。

○株価変動リスク

株式の価格は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。参照戦略が実質的に投資対象とする株式指数の価格が下落した場合、参照戦略および本債券の価格が下落する要因となります。

○金利変動リスク

参照戦略に日々付与されている金利水準が下落した場合、参照戦略および本債券の価格が下落する要因となります。

○カントリーリスク

外国の金融・証券市場に投資を行う場合には、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱したときに参照戦略に大きな変動をもたらす可能性があり、参照戦略および本債券が下落する要因となります。

○信用リスク

有価証券などの価格は、その発行体に債務不履行などが発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。参照戦略の実質的な投資対象である株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合などには、株式・債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、参照戦略が下落する要因となります。

○流動性リスク

株式への投資を行う際に、市場規模や取引量、取引規制などにより、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、参照戦略および本債券の価格が下落する要因となります。

○実質的なレバレッジにかかるリスク

参照戦略では、実質的にレバレッジを活用して各資産に投資を行うことがあるため、大きな価格変動を伴う可能性があり、投資対象資産の下落率より指数の下落率が大きくなる可能性があります。また、ボラティリティの計算結果に従い、投資配分比率の調整が行われますが、投資配分比率を増やした後に投資対象資産が下落したことで、投資配分比率に変更がなかった場合よりも参照戦略の下落が大きくなる可能性があります。また、投資配分比率を減らした後に投資対象資産が上昇したことで、投資配分比率に変更がなかった場合よりも、参照戦略の上昇が小さくなる可能性もあります。

○ボラティリティにかかるリスク

参照戦略はボラティリティ・コントロール機能を備えていますが、ボラティリティが比較的高い水準を推移することが予想され、参照戦略の価格はボラティリティにより悪影響を受ける可能性があります。ボラティリティとは、ある一定の変数（参照戦略および本債券の場合は価額、パフォーマンスおよび投資リターン）の時間の経過に伴う予測不可能な変化の度合いをいいます。ボラティリティは価格および投資リターンの方向性を示唆しません。ボラティリティが高い商品は、ボラティリティの低い商品に比べて、価値が増減する頻度が高くなる可能性やその程度が大きくなる可能性があります。

○ボラティリティ・コントロールにかかるリスク

参照戦略は、実現ボラティリティを、定められたボラティリティ・ターゲットの水準未満に維持するために、構成要素のターゲット・ウェイト、すなわち構成要素が参照戦略の運用成績に及ぼす影響を抑えることができる、ボラティリティ・コントロール機能を備えています。参照戦略のボラティリティ・コントロール機能により、参照戦略が一つまたは複数の構成要素へのエクスポージャーを長期間にわたり低くする場合があります、そのために参照戦略がアンダーパフォーマンスとなることがあり、参照戦略に関連する投資理論が損なわれることがあります。これにより、参照戦略の運用実績の水準が、参照戦略と類似しているがそのようなボラティリティ・コントロール機能を備えていない戦略を、場合によっては大幅に下回る可能性があります。参照戦略は、その他のボラティリティ・コントロール戦略とは根本的に異なる可能性があります。参照戦略のボラティリティ・コントロール機能がその目的を達成するという保証はなく、参照戦略の実現ボラティリティがボラティリティ・ターゲットの水準程度になるという保証もありません。ボラティリティ・コントロール機能は過去のボラティリティを参考にするため、市場が急落する直前に該当する指数へのエクスポージャーを引き下げるとは限らず、市場の回復局面において十分に迅速に他の指数へのエクスポージャーを引き上げるとも限りません。これらはいずれも参照戦略の運用成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。参照戦略の構成は、時間の経過とともに劇的に変化する可能性があり、参照戦略の運用成績の特色が予測不可能になることがあります。

○信用リスク、担保権行使にかかるリスク

信用リスクとは、株式や公社債などの発行者が、倒産などの理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、その発行者の株式や公社債などの価格は大幅に下落し、本債券の価格が下落する要因となります。

本債券は発行体ならびにその保証会社であるソシエテ・ジェネラルの信用リスクを負い、本債券における債務の履行遅延または不履行というリスクにさらされます。このような発行体や保証会社に対する信用リスクを緩和するため、本債券には国債などの有価証券などが担保として付与されていますが、これによって信用リスクを完全に排除できる訳ではありません。発行体に信用事由が発生し早期償還となり、支払額が早期償還額に満たなかった場合、本債券の保有者のために当該担保は換金されますが、換金で得られる資金が、信用事由が発生しなかった場合に本債券の保有者が受け取れたであろう金額に満たないことがあります。また、何らかの状況で換金に支障をきたす場合は当該不足額が拡大する可能性があります。更に当該不足額に責任のある保証会社が当該不足額を弁済できなくなる可能性があります。

○途中換金に伴うリスク

本債券は流通市場が確立していません。途中換金手続きが提供されていますが、市場混乱事由が発生するような場合など、流動性提供会社は売買を一時的に停止する措置をとることがあります。また、一旦受領された売買注文についても、売買の実行が留保や延期、撤回されることがあります。そのような場合、本債券の投資者が売却代金を受領するまで相当な期間を要することがあります。

○参照戦略の調整、停止並びに終了事由

参照戦略の指数構成要素が消滅するなどとなった場合、もしくは参照戦略にかかる費用が大幅に上昇した場合には、関連指数アドミニストレーターまたは参照戦略の指数計算代理人は適切と判断する調整を行います（指数構成要素の入れ替えが行われる場合もあります。）。また、法令や規制、税制などの変更、それらの解釈の変化など、また司法命令や内紛、戦争などの発生など（ただしこれらに限定されません。）、関連指数アドミニストレーターや指数計算代理人の不可抗力で、それらが行う業務に支障をきたした場合、参照戦略の調整、指数構成要素の変更、計算の停止、参照戦略の終了に至る可能性があります。

○その他の事象に伴うリスク

本債券または参照戦略に関連がある国の法律税制などが変更された場合や、参照戦略が何らかの理由で継続不可能となる場合、ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社の本債券の責務をヘッジできなくなる場合、もしくはヘッジするコストが著しく増加するなどのやむを得ない場合（ただし、これらに限定されません。）には、参照戦略のルールや本債券の要項が変更される可能性（参照戦略や指数構成要素を代替となる指数や構成要素に変更することを含みます。）や、本債券が時価をもって繰上償還される可能性があります。投資家は、かかる変更によって不利益を被ることや、期限前償還価格は満期償還であった場合の価格を大きく下回ることがあります。

利益相反

○潜在的な利益相反に関するリスク

本債券の関係法人、指数アドミニストレーターなど（ただしこれらに限定されません。）は、ソシエテ・ジェネラルグループに属する企業となることがあり、これらのいずれかの企業が行う活動（ヘッジ取引行為を含みますがこれに限定されません。）が本債券の評価に影響を与えるなど、本債券の投資者にとって不利な結果となる可能性があります。参照戦略は、ソシエテ・ジェネラルグループにより考案された独自のモデルです。ソシエテ・ジェネラルグループは、その通常の事業において、意図せずに、参照戦略に影響するような方法で金融商品を取引する場合があります。したがって、参照戦略のストラクチャーおよび運用、ならびにソシエテ・ジェネラルグループおよびその関係会社、子会社、それらの取締役、役員、従業員、代表者、業務受託者または代理人の通常の事業活動に関して、潜在的な利益相反が存在する場合があります。

免責事項

参照戦略は、Nasdaq社の独占的財産です。参照戦略はライセンスに基づきソシエテ・ジェネラル（以下「SG」）が使用します。本商品（複数形の場合は「商品」）は、Nasdaq社によってその合法性や適合性について承認されたものではありません。商品はNasdaq社によって発行、承認、販売、または宣伝されているものではありません。Nasdaq社は商品に関して一切の保証を行わず、責任を負いません。

Nasdaq社は、参照戦略の整合性を確保するために、合理的な裁量をもって必要と判断した場合には、数量的な組入基準を含むがこれに限定されない措置を講じることがあります。また、特別な事情がある場合には、参照戦略の構成および算出の高い品質を維持するために裁量的な調整を行うことがあります。Nasdaq社は、参照戦略が将来の市場のパフォーマンスを正確に反映することを保証しません。

Nasdaq社は、いかなる証券の売買の推奨も行わず、いかなる企業の財務状況についても表明しません。投資家は自身で十分な調査を行い、慎重に企業を評価した上で投資を行うべきです。ここに含まれる情報は情報提供および教育目的のみであり、特定の証券や全体的な投資戦略に関する投資助言として解釈されるべきものではありません。証券の専門家からの助言を強く推奨します。© 2025 Nasdaq, Inc. 無断転載禁止。

参照戦略は、コンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エス・イー（以下「コンパス社」）によって算出されています。コンパス社は参照戦略が正確に算出されるよう最善の努力を払っています。コンパス社は、投資家や金融仲介業者を含む第三者に対して、参照戦略の誤りを指摘する義務を負いません。コンパス社による参照戦略の算出、公開および配信は、金融商品への投資を推奨するものではなく、その投資に関する保証や意見を表明するものでもありません。金融商品購入者は、参照戦略の算出が第三者から提供される大量のデータに基づいているため、過誤、中断、遅延が生じる可能性があることを認識し、これを受け入れるものとします。このことは参照戦略に過誤、中断、遅延をもたらし、それが金融商品に影響を与える場合があることを意味します。

SGは、参照戦略またはそれに含まれるデータの正確性および/または完全性を保証せず、適用される法律の範囲内で、その中の誤謬または欠落、および/またはその計算および/または配布の中断について一切の責任を負わないものとします。

参照戦略のレベルは参照戦略を参照する商品の評価額または価格を表すものではありません。SGは、明示または黙示を問わず、参照戦略またはそれに含まれるデータの使用から他の個人または団体が取得した結果について、いかなる保証も行いません。SGは、参照戦略またはそれに含まれるデータに関する商品性または特定の目的もしくは使用への適合性について、明示的または黙示的な保証を行わず、すべての保証を明示的に放棄します。上記のいずれかを制限することなく、いかなる場合も、SGは、特別、懲罰的、間接的、または結果的な損害または利益の損失に対して、そのような損害の可能性について通知された場合でも、一切の責任を負わないものとします。

本商品は、SGおよびその関係会社から、後援、推奨、販売促進されるものではありません。SGおよびその関係会社は、本商品への投資の適切性を、明示的にも黙示的にも、表明するものではありません。SGおよびその関係会社は、いずれも本商品の適法性、適合性、商品に関する解説や開示の正確性および妥当性（参照戦略に関する開示を含む）について述べるものではありません。また、SGおよびその関係会社は、本商品の管理、マーケティングおよび取扱いに関する一切の責任について、免責されるものとします。

SGおよびその関係会社は、参照戦略を構成する企業の債務を取り扱うことがあり、また、許可されている場合においては、そのような企業やそれらの関係会社に対して、預金の受入れ、ローンその他の貸付けもしくは信用供与、または商業銀行もしくは投資銀行その他の業務を行うことがあり、それらの取引が参照戦略や本商品に悪影響をおよぼす可能性があるかにかかわらず、参照戦略が存在しないかのようにそのような業務を行います。SGおよびその関係会社のそれぞれは、一般に公開されているか、または他の当事者に知られているかに関わらず、参照戦略を構成する企業に関する情報を有している可能性があり、本商品を購入する各当事者は、本商品によりSGがそのような情報を開示する義務を負うことはないことに同意します。

3 その他詳細情報

1 ファンドの投資対象

①投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権（第1号および第3号に掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

②運用の指図範囲等

(a) 委託会社は、信託金を、主として本債券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り、）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものならびに第9号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券のうち投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券のうち新投資口予約権証券および投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(b) 上記(a)に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

2 ファンドの投資制限

<ファンドの投資信託約款に基づく投資制限>

①外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への直接投資は行いません。

②株式への直接投資は行いません。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④デリバティブの直接利用は行いません。

⑤有価証券の貸付

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債の貸付を指図をすることができます。

(a) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の50%を超えないものとします。

(b) 前記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑥資金の借入れ

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(a) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(b) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

4 運用状況

2026年1月25日現在、ファンドは資産を有していません。

1 投資状況

該当事項はありません。

2 投資資産

該当事項はありません。

3 運用実績

該当事項はありません。

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

2026年1月25日現在、該当事項はありません。

(1) 貸借対照表

該当事項はありません。

(2) 損益及び剰余金計算書

該当事項はありません。

(3) 注記表

該当事項はありません。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下のとおりです。

I.投資信託（ファンド）の沿革

II.投資信託（ファンド）の経理状況

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書

III.設定および解約の実績

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

特別勘定が投資する投資信託の運用情報
【資産の運用に関する重要な事項】

I 投資信託（ファンド）の沿革

2026年1月26日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

2026年1月25日現在、該当事項はありません。

1. 財務諸表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書

該当事項はありません。

III 設定および解約の実績

2026年1月25日現在、該当事項はありません。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

ご契約の際には必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）
兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などをご覧ください。

（お問合せ、ご照会は）
[募集代理店]

（ご契約後のご照会は）
[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

[お客さまサービスセンター] ☎0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

[ホームページ] <https://www.tdf-life.co.jp>

「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。
本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。

